

## 吹田市地球温暖化対策新実行計画（素案）及び同（改訂版）（案）に対する意見のとりまとめ

## 1 環境審議会（平成 27 年 8 月 12 日開催）での委員意見

No	意見概要	対応
1	◆ 具体的施策として建築物や道路の蓄熱対策など、市が率先して舗装などの改良を記載してはどうか。	◆ p. 31、p. 38 に、舗装の蓄熱対策などのヒートアイランド対策を市の施策として記載しました。
2	◆ 大規模開発だけでなく、駐車場など小さく数多いものに対する支援なども記載してはどうか。	◆ p. 31 に、小規模なスペースについての文言を記載しました。
3	◆ 駐車場をアスファルトでなく芝にするなどに対して補助などあればよいのではないか。	◆ p. 31、p. 38 に記載しているように、事業者（市が事業者になる場合も含む）に対して駐車場緑化を誘導します。
4	◆ 大規模集客施設の交通の流入対策についても配慮したほうが良いのではないか。	◆ p. 37 「環境に配慮した開発事業の誘導」として記載している、「環境まちづくり影響評価条例」「環境まちづくりガイドライン」の運用の中で、交通対策についても配慮を行うこととしています。
5	◆ EV の充電施設など、買う意欲を増進させる取組も重要。	◆ p. 35 「低公害車・低燃費車の導入及び普及促進」の項目に記載しました。
6	◆ 熱利用について家庭向けなど小規模なものやバイオマスなども検討して欲しい。	◆ p. 23～24 「3.1 計画が目指す未来の吹田市のすがた」で、市民の生活の中で再生可能エネルギーの活用が進んでいる様子を記述しました。
7	◆ 省エネ、節エネの施策がはっきりわかるよう構成し、伝わりやすいスローガン、すぐできる取組を入れて欲しい。	◆ p. 23～24 「3.1 計画が目指す未来の吹田市のすがた」において、計画が目指す市の姿をわかりやすく見開きで伝えるとともに、p. 25～27 で、節エネ、省エネの具体的な取組を紹介しています。

8	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ライフスタイルを変える具体的施策が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ p. 22 「これまでの取組の総括」において、意識とライフスタイルの転換の重要性を記述しました。また、p. 35 に「ライフスタイルや事業活動の転換促進」に係る施策の例を記載しています。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 見直しのポイントとして、家庭と業務で削減するという点が重要。多量排出事業者だけでなく、小さな排出者もターゲットにする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ p. 12 で、家庭部門と業務部門の取組の重要性を記述しました。p. 20 で、中小排出者の取組の重要性を記述しました。</li> </ul>

## 2 環境審議会委員の提出意見（素案に対して）

No	資料頁	意見概要	対応
1	p. 4 及び p. 9～	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ p. 4 「温室効果ガスの削減目標」と、p. 9 以下の取り組みとの（定量的な）関連が明確でない。</li> <li>◆ 現在の推計手法は、吹田市における各種の「削減取り組み」とは関係のないパラメータで成り立っており、取り組みの効果が推計値に反映されない。</li> <li>◆ p. 30 以下で、取り組みと目標値との関連性を明確にすることを今後深めていく、といった表現が必要なのではないか。</li> <li>◆ あるいは、p. 23 の部門別に何%削減するという内容について、コツコツ p. 120 の内容との関係を明確にして、例えば、家庭部門は 38% の削減という根拠を示しながら、吹田市としてこのような取り組み（政策）を進めるのだ、という表現があると市民理解も進むのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市域の取組が比較的反映されやすい目標として、第 2 次環境基本計画（改訂版）でも設定している、エネルギー消費量の削減を、目標として追加しました（p. 4）。</li> <li>◆ 同じ理由から、太陽光発電システムの導入件数及び設備容量の目標値を新たに設定しました（p. 8）。</li> <li>◆ p. 23～27 にかけては、市民など各主体の取組を具体的に例示し、p. 26 では取組ごとの CO2 削減量の目安を例示しています。</li> </ul>

2		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 二酸化炭素排出量は、国のエネルギー政策に伴う二酸化炭素排出係数の変動に影響を受ける。そのことをどこかに明記することが必要と思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ご指摘の内容について、p. 15「電気の排出係数について」と p. 21「これまでの取り組みの総括」で記述しました。</li> </ul>
3	p.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 二酸化炭素排出量を減少させることが目的であるが、エネルギー消費量の減少をもっと強調して記述する方がいいのではないか。例えば、p.23 の表では、二酸化炭素排出量減少とエネルギー消費量減少を併記する方がいいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市域の取組が比較的反映されやすい目標として、第2次環境基本計画（改訂版）でも設定している、エネルギー消費量の削減を、目標として追加しました（p. 4）。</li> </ul>
4	p. 29	<p>&lt;1)学校での環境教育（エコスクール）の推進 について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ エコスクールそのものの位置づけが明確でない。どのような制度であるか。又、この制度を通し、学校側に何を期待するのか。その成果の把握ができているのかなど。</li> <li>◆ 環境教育に対する基本的な考え方を教育委員会及び環境政策室で共有する必要性を感じる。</li> <li>◆ 「施策の柱 環境教育等促進法に基づく環境教育の充実」に対する、「施策例 環境教育担当者会議における情報共有」について、もっと具体的な施策を打ち出せないか。情報を共有した後、どのような対応が期待されているのか。その成果？</li> <li>◆ 「施策の柱 環境学習副読本等の活用」に対する、「施策例 利活用の検討・利活用」では、題目を並べただけ、との印象を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ p. 34「3. 2. 3 施策の体系」の中で、学校での環境教育（エコスクール）の推進と、地域における環境教育の推進を、環境教育に係る施策の柱として位置づけています。</li> <li>p. 38～39 では、それぞれの具体的な施策の例をあげています。</li> <li>p. 39 に「エコスクールとは」という解説を追加しています。</li> </ul>

5	p. 29	<p>&lt;2) 地域における環境教育の推進 について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 教育委員会、まち産業活性部、環境部で基本的な考え方を共有する作業が必要ではないか。</li> <li>◆ 「施策の柱 環境教育等促進法に基づく協働取組などの推進」について、何を協働して行うか。</li> <li>◆ 環境保全活動を含め吹田市内に多くの事例があるように思う。これらの事例で未染手の分野などがあれば、積極的に啓発が必要ではないか。</li> <li>◆ 後述の「人材育成」「学習プログラムや教材の研究・開発」重要である。其々の施策例には、内容の伴った、目的をしっかりと押さえた運営なども期待される。</li> </ul>	(同上)
6	ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境教育基本条例の制定について、前回の会議で提案があった。何をしようとするのか、何をせねばならないのかをより明確に打ち出すことが求められていませんか。</li> </ul>	

### 3 環境審議会委員の提出意見（（改訂版）（案）に対して）

No	資料頁	意見概要	対応
1	p. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ p. 2 の吹田市第二次環境基本計画によると、「景観まちづくり計画」の項目がある。市には、景観法第 9 条及び第 13 条による景観審議会があり、景観まちづくり計画を作成、実行している。環境審議会でこれを取り上げるのは、二重に取り扱うことになり、おかしいのではないか。環境審議会は「地球温暖化対策推進に関する法律」の事項に原則として限るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ p. 2 の「1.3 計画の位置づけ」は、本計画と他の計画、条例や国の法律との関係を示したものです。景観まちづくり計画の詳細について、本審議会でも取り扱うことを意図したものではありません。</li> </ul>
2	p. 3～4	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 目標 1～5 について 目標が 5 つ設定されているが、これら 5 つの関係が分かりにくい。目標間でどれが優先されているかなど、目標の考え方について説明が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 目標の考え方を説明するため、p. 4「目標設定について」を別紙のとおり修正しました。</li> <li>◆ 優先順位については、最も重要なものは長期目標とも言えますが、他の目標の優先度が低いということでもないため、明示していません。</li> </ul>
3	p. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「2.1.1 市域の温室効果ガス排出量」について この 2 年、大きく増加しているが、その主要な原因は、電気の CO2 排出係数の増大であり、ここでその旨を記載すべきではないか。(P15 および P21 に記載されているが、最初のところでも記載すべき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「2.1 現在の温室効果ガス排出状況」は、まずデータとして、排出量とエネルギー消費量を見ることが出来るように構成しました。その原因・理由及び分析は、後になるよう配置しています。</li> </ul>
4	p. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「2.1.2 市域のエネルギー消費量」について 文中や図中の増減割合の数字が間違っていないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ご指摘のとおり、数字が間違っていました。p. 11 と p. 13 の数字を、別紙のとおり修正しました。</li> </ul>
5	p. 20 ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市役所の排出量についての認識 市役所は市内 2 位の多量排出事業者であることから、市役所自身の位置づけと率先行動を記載する必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ p. 8「1.7 計画の主体」の「3) 市」の先頭部分を以下のように修正します。 「市役所自身が、市内有数の CO2 多量排出事業者であることから、率先して、エネルギーの使い方の……」</li> </ul>

6	p. 21～22	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「2.2 これまでの取り組みの総括」について 要約すれば、二酸化炭素の削減は無理そうだが、それでも 25%削減は目標とし続ける、ということかと思う。危機的な状況であるとの表現が弱いように思うし、また対策の面でも対応する力強さ、実効性、結果が出せるのかどうか、などの記述が弱いように感じられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市の計画として、市の地球温暖化対策に係る諸データを事実として平易に伝えることが、結果として地球温暖化についての理解を深めるために有効であると考え、本計画案を構成しています。地球温暖化のもたらす危機的な影響については、第5章において記述いたします。</li> </ul>
7	p. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「2.2 これまでの取組の総括」「その原因」 「こうした排出係数の変動は、(以下省略)」は概ね正しい表現と思いますが、「こうした排出係数の変動は、東日本大震災という未曾有の自然災害や福島第一原子力発電所事故、それに伴う国全体のエネルギー政策の変化に影響されたものです。しかし、再生可能エネルギーの普及拡大や石炭火力発電の廃止等により排出係数を低下させることができ、多くの国ではそれを実現しています。市民や自治体の再生可能エネルギー普及の取り組みも排出係数の低下に寄与します。」と修正してはどうでしょうか。(理由：排出係数の変化はどうしようもないものではないということを理解できるようにする)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ p. 22 「5年後に向けて」の第1段落の最後に以下の文章を追加します。 「市民や事業者、自治体の取組によって再生可能エネルギーが普及すれば、排出係数の低下にも寄与します。」</li> </ul>
8	p. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「3.1 計画が目指す未来の吹田市の姿」について バイオマスの活用は大きな課題だが、今すぐ市民が個人力で出来ることには限りがある。吹田のような都市部でも、廃棄物系のバイオマスの活用は可能なはず。吹田ではどれだけの仕組が稼働しているのか。剪定枝や落ち葉を「燃えるゴミ」に出すより仕方ないという状態が続いている。エネルギー源となり得るものをただ焼却し、CO2削減を論じるのは如何なものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本市では、資源循環エネルギーセンターにおいて、ごみの焼却熱を利用した発電設備を稼働させています。平成26年度の発電量は5,230万kWhであり、これをCO2削減量に換算すると27,800トン-CO2となり、本計画案p.20に記載している市内大規模事業所の排出量と比較すると、4位に相当するだけのCO2削減効果を市にもたらしめています。</li> </ul>

9	p. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な取り組み例とその効果における例示された表中の「1 所帯当たりの年間削減効果の目安」では、すべてを kg-CO2 で表示したほうが各項目の比較をしやすくなると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表的な事例で算出し、CO2 削減量で統一するようにいたします。</li> </ul>
10	p. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>「CO2 を削減するための三つのステップ」での「電気ポット」の例示がありますが、電気ポットの利用そのものが CO2 排出削減上、好ましくないものですので、「太陽光発電で作った電気で作ったポットを使う」のもいいこととは思えません。他の例示に変えたほうがよいのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の機器、又は他の取組に置き換えます。</li> </ul>
11	p. 28～32	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3.2 施策の展開」について 市民・事業者それぞれの主体的な取組が例示されている。「主体的な取り組み」を期待するだけでなく、それぞれが“主体的”に一步を踏み出すための仕組を構築するのが行政の役割と思う。この章ではそれぞれの施策に、市民・事業者が……しますと“ですます調”の表現であるべき姿が示されているのに、些か違和感を感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3.2 施策の展開」の項目は、主に市の施策の展開について述べている章ですが、p. 28 からの「3.2.1 重点施策」については、特にイメージを明確にするため、市の施策に加えて、それぞれの重点施策と関連する各主体の行動を記述しています。</li> </ul>
12	p. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 再生可能エネルギー 1. 「化石燃料の消費を低減し、エネルギーそのものを低炭素化するために、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入を進めます。」は「化石燃料の消費を低減し、エネルギーそのものを低炭素化するために、市民、自治体、事業者等による再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入を進めます。」としてはどうか。(理由：地域外企業等に依存しないで導入することが地域発展にとってよい)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のとおり修正します。</li> </ul>
13	p. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>2. 上記趣旨に基づく再生可能エネルギー導入推進のための「再生可能エネルギー条例制定を検討する」を加えることはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の制定については、計画に記載する前に慎重に検討をさせていただきたいと思えます。</li> </ul>

		(すでに、滋賀県湖南市、長野県飯田市、宝塚市等で制定)	
14	p. 30	♦ 3. 「市民出資の共同発電などに参画します。」は「市民出資の共同発電所づくりなどに参画します。」に修正してはどうか。	♦ ご指摘のとおり修正します。
15	p. 30	♦ 4. 「屋根貸し事業（公共施設の屋根等貸し事業、民間施設の屋根等貸しマッチング事業）の実施の検討」は「屋根貸し等事業（公共施設の屋根等貸し事業、民間施設の屋根等貸しマッチング事業）の実施の検討」に修正した方がよいのではないか（理由：屋根以外の市有地の貸し出し等の可能性も残す）。	♦ 「屋根等貸し事業（公共施設の屋根等貸し事業、民間施設の屋根等貸しマッチング事業）の実施の検討」に修正いたします。
16	p. 35～39	♦ 「3.2.4 具体的な取り組み」について 各施策ごとに施策一覧が表として表現されているが、施策の内容や力点を各表の上に記載したほうがよいのではないか。	♦ p. 34 「3.2.3 施策の体系」において、「取組の方向性」を文章で説明しております。同じ文章を 3.2.4 に追加することを検討します。
17	p. 38 ほか	♦ 環境教育に関する記述に関して 子どもと家庭が一体となった環境教育を学校での地球温暖化に関する教育を通じて行う必要がある。毎年 1 学年 3 千人の小学生がいるため、その 3 千人にきちんとした温暖化問題と自身ができる行動に関する教育がしっかりできれば、10 年間で 3 万人、吹田市人口の 1 割弱が環境教育をうけたことになり、その家族も含めるともっと大きな効果が見られると思います。学校での地球温暖化に関する教育を充実できるよう、教育委員会が主導して普及することが期待される。	♦ p. 34 「3.2.3 施策の体系」の中で、学校での環境教育（エコスクール）の推進と、地域における環境教育の推進を、環境教育に係る施策の柱として位置づけています。p. 38～39 では、それぞれの具体的な施策の例をあげています。教育委員会と連携して、環境教育の推進に取り組んでいきます。
18	p. 44～	♦ 「第 5 章 気候変動の基礎知識」について 章とするよりも、付録、補足などの扱いで、最後に付けられてはいかかがか。	♦ 第 5 章の内容に関しては、計画そのものではないものの、冊子を手取る人に役立つよう、地球温暖化の基礎的な知識と最新の情勢を充実させていきたいと考えています。章とするか付録・補足扱いにするか、最終的なバランスを見て検討いたします。



19	p. 44	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「二酸化炭素などの温室効果ガスが増えすぎると…」 説明文最後の「二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加すると、温室効果がこれまでより大きくなり、地球温暖化が起こります。」の次に「また、二酸化炭素濃度の増加は海水の酸性化により海洋生物に重大影響をもたらします」を入れた方がよいと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第5章には、地球温暖化の基礎的な知識と最新の情勢を盛り込んでいきます。ご指摘の内容につきましては、地球温暖化の影響として記述するようにします。</li> </ul>
20	p. 45	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「5.2 地球温暖化の影響」について 地球温暖化対策には、「緩和」と「適応」がある。我が国の適応策がこの11月に発表される予定であり（本来はこの夏に発表されることになっていたが遅れている）、この地球温暖化の影響の後に、「緩和策」の記載をしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成27年10月23日、環境省より、気候変動の影響への適応計画（案）が発表されました。この計画（案）も参考にしながら、第5章では地球温暖化の基礎的な知識と最新の情勢を充実させていきます。</li> </ul>
21	p. 45～47	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ p. 45 下表中の「RCP」に関する用語説明を、p. 47 空欄部に追加してはどうか。</li> <li>◆ 今年末に開催される COP21（パリ）では、2020年以後の枠組に関する「合意」の行方が注目されている。そのことを、簡単にでも p. 47 に追記してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第5章には、地球温暖化の基礎的な知識と最新の情勢を盛り込んでいきます。ご指摘の内容につきましても、策定時期（平成28年3月予定）までに、出来る限り最新の情報を記述するようにします。</li> </ul>
22	p. 47	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「2100年頃までに排出量をゼロに、2050年頃までに概ね半減する必要があります。」は「2050年頃までに概ね世界の排出量を半減し、2100年頃までにゼロにする必要があります。1人当たりの排出量が多い先進国の場合、2050年頃までに80%以上の削減が求められています。」としたほうがよいと思う。</li> <li>◆ それに合わせて、できれば吹田市の2050年75%削減目標も80%にしたいところで、今後の検討課題となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第5章において、先進国に求められる責務についても、記述するようにします。</li> </ul>

#### 4 吹田市地球温暖化対策新実行計画見直し庁内検討会議委員の提出意見（素案に対して）

No	資料頁	意見概要	対応
1	p. 25	<p>&lt; 図中「環境に配慮した開発事業の誘導」について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後段「市は情報提供や誘導等を通じて適切な開発を誘導します。」の文で、「誘導」が重複しているため、前の「誘導」を「助言」などに変更するほうが良い。</li> </ul>	<p>p. 34 のとおり修正しました。</p> <p>「市は情報提供や助言等を通じて適切な開発を誘導します。」</p>
2	p. 28	<p>&lt; 1) 環境に配慮した開発事業の誘導 について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「すまいる条例」は「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（愛称：好いたすまいる条例）です。</li> <li>計画や法令の名称についての表示ルールはありますか。</li> </ul>	<p>p. 37 のとおり正式名称と愛称を併記しました。</p>
3	p. 28	<p>&lt; 1) 環境に配慮した開発事業の誘導 について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「低炭素まちづくりの推進」の「市内の大規模開発事業における低炭素まちづくりの推進」の担当課が都市整備室及び環境政策室となっているので、吹田市地球温暖化対策新実行計画の「施策・事業」の現状等把握シートに対応する具体的な施策・事業が必要と考えます。</li> </ul>	<p>p. 37 のとおり施策の例と担当室課を追加しました。</p> <p>追加室課：千里再生室、吹田操車場跡地まちづくり室</p>
4	p. 28	<p>&lt; 1) ヒートアイランド対策の推進 について &gt;</p> <p>下水道管理課 ☆ 条例に基づく雨水浸透枡設置の指導</p> <p>下水道整備課 ☆ 雨水浸透枡の設置</p> <p>浸透枡の字は「枡」で統一されたい。</p>	<p>p. 38 のとおり「枡」で統一しました。</p>
5	資料「見直しの概要について」のうち「見直しのポイント（案）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>4⑤「電力調達の際の CO2 排出係数の考慮（新電力供給会社との契約）」について、CO2 排出係数を考慮するのであれば、原子力発電所の再稼働により、既存電力会社の CO2 排出量も減少するので、カッコ書き（新電力供給会社との契約）は不要と考えます。</li> <li>経費の削減や再生可能エネルギーによる発電の採用を考えるならば、新電力供給会社との契約はあると思います。</li> </ul>	<p>p. 35 のとおり記述しました。「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に則り、電気事業者を CO2 排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価して入札を実施する制度の導入を意図しています。</p>

